

地域住民からの意見聴取のために国が主催した
シンポジウム等での特定の意見表明を要請した
事実の有無に関する調査結果について

平成23年7月29日

東北電力株式会社

1. 調査の目的

本調査は、経済産業省資源エネルギー庁発の平成23年7月14日付指示文書（以下「指示文書」という）に基づき、過去5年間、当社が計画する原子力発電所の建設等に関して、地元首長の意思決定を行うために開催された国（経済産業省）主催のシンポジウム等における次の2点の事実関係を明らかにすることを目的に実施したものである。

- (1) 当社が影響力を行使しうる者（当社社員、関連企業等）に対し、何らかの情報提供あるいは要請を行った事実があるか。また、仮にあるとすれば、その内容及び方法。
- (2) 上記（1）に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実の有無。

2. 調査対象のシンポジウム等

当社において、指示文書に該当する「国（経済産業省）主催のシンポジウム等」は、平成22年1月31日に宮城県牡鹿郡女川町で開催された「プルサーマルの必要性、安全性及び耐震バックチェックの地元説明会」（以下「地元説明会」という）である。

[参 考] 地元説明会の開催要旨 （※開催案内パンフレットから抜粋）

- ・日時 平成22年1月31日（日） 13：30～16：30
- ・場所 女川町生涯教育センター 大ホール
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原1-20
- ・プログラム
 - 第1部 プルサーマルの必要性及び原子炉設置変更許可についての説明
会場参加者からの質疑応答
 - 第2部 女川原子力発電所の耐震安全性評価についての説明
会場参加者からの質疑応答
- ・参加対象者
宮城県在住者（応募者多数の場合は、女川町、石巻市在住者を優先）
- ・参加方法
参加希望者は、郵送・FAXまたはWEBにて事務局へ申し込む。

3. 調査体制等

(1) 調査体制

中立的な立場から調査を実施するため、コンプライアンス推進担当役員を調査責任者とし、その下でコンプライアンス関係部署による調査チームを編成した。

(2) 調査期間

平成23年7月15日（金）～平成23年7月28日（木）

(3) 調査対象者

地元説明会当時の関係する当社役員および社員、関係会社および取引会社の関係者（計96名）

a. 当社

本店、宮城支店、石巻営業所、女川原子力発電所

b. 関係会社

女川町または石巻市に事業所を有する関係会社（6社）

c. 取引会社

女川原子力発電所構内に事業所を有する取引会社（9社）

(4) 調査方法

調査対象者への面談等

4. 調査結果

今般調査により判明した事実は、以下のとおりである。

(1) 地元説明会に関する社内検討

当社は、女川原子力発電所第3号機へのプルサーマル導入に関し、本店、宮城支店、石巻営業所および女川原子力発電所の関係者間で検討を行っていた。

地元説明会においては、事業者としての立場から、当社も説明を予定しており、その準備を行っていた中で、プルサーマル計画の理解促進の観点から、社内外に対する地元説明会の周知および参加要請を行うこととした。

(2) 社員への情報提供等

平成22年1月13日、本店電源立地部は全社員向けの電子掲示板により、地元説明会の開催について周知した。

その内容は、開催日時および場所、次第、参加方法の他、以下のコメントを付記したものであった。

[コメント内容]

「この地元説明会はプルサーマルの必要性、安全性や耐震バックチェックについて国から説明が行われます。地元の皆さまはもちろんのこと、当社社員の皆さまやご家族にとりましても、女川原子力発電所のプルサーマル計画や耐震バックチェックを理解して頂く良い機会となっております。」

また、本店電源立地部、宮城支店、石巻営業所、女川原子力発電所では、それぞれの管理職およびその部下に対し、電子メール、会議等で地元説明会の周知および参加要請が行われた。

なお、当社が社員に対し、割当により参加を強制した事実は認められなかった。また、発言を要請した事実ならびに第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実は認められなかった。

(3) 関連企業等への情報提供等

平成22年1月13日、本店電源立地部は関係会社向けの電子掲示板を通じて地元説明会の開催に関する周知を行った。内容はコメントも含めて前記の社員を対象とする掲示板と同一であった。

また、本店電源立地部、石巻営業所、女川原子力発電所は、女川町または石巻市に事業所を有する関係会社6社に対し、電話または訪問により地元説明会の周知および参加要請を行った。

さらに、女川原子力発電所は、同発電所構内に事業所を有する取引会社9社に対しても、同様の方法で地元説明会の周知および参加要請を行った。

なお、当社が関係会社および取引会社に対し、割当により参加を強制した事実は認められなかった。また、発言を要請した事実ならびに第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実は認められなかった。

5. 指示事項に対する回答

今般調査により判明した事実をもとに、指示文書に示された事項について確認した結果は以下のとおりである。

- (1) 当社が影響力を行使しうる者（当社社員、関連企業等）に対し、何らかの情報提供あるいは要請を行った事実があるか。また、仮にあるとすれば、その内容及び方法。

当社が社員、関係会社および取引会社に対し、地元説明会の日時や場所、次第等に関する周知および参加についての要請を行った事実が認められたが、割当により参加を強制した事実は認められなかった。

なお、周知および参加要請の方法は、社員または関係会社向け電子掲示板への掲示、電子メール、電話、訪問、会議等であった。

(2) 上記(1)に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実の有無。

当社が社員、関係会社および取引会社に対して発言を要請した事実ならびに第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実は認められなかった。

以上